

令和元年6月17日

公益財団法人高知県農業公社
(農地中間管理機構)
理事長 杉村 充孝 様

農地中間管理事業評価委員会

委員長 西井 一成



平成30年度農地中間管理事業の実施状況の評価及び意見について

農地中間管理事業評価委員会規程第2条に規定する評価及び意見は別紙のとおりである。

今回の評価結果を基に、所期の目的達成のため今後とも一層の尽力をお願いする。

別紙

高知県における農地中間管理事業の実施状況についての評価及び意見

1 事業実績の概要

事業5年目の平成30年度は、本部職員13名（うちエリア担当職員7名）、農地集積推進支援契約職員（以下、「推進支援員」という。）11名及び農地活用サポートー12名、事業費7,815万4千円で農地中間管理事業を実施した結果、実績は以下のとおりであった。

機構の借入面積112.4ha（352件）

機構の転貸面積109.9ha（216件）

受け手応募面積140.6ha（延べ120件）

出し手希望面積 95.0ha（307件）

2 評 價

（1）現状と課題

本県の農用地は、中山間地域が多いことから総じて圃場面積が狭いこと、また圃場整備済み農地が少なく耕作条件が不利であることから、担い手が希望する、効率的な土地利用型農業が実施できる優良な農地が少ない。

さらに、全国有数の施設園芸地帯を有しており、認定農業者や認定新規就農者などの担い手は施設栽培などの土地集約型の農業者が多数を占めている。

このような状況があることから、農地中間管理事業の推進の大きなネックになっていると考えられる。

（2）対策と結果

このような制約条件のもと、機構は

ア 関係機関との連携体制強化に向けた取組

イ 担い手への農地利用の集積を図るために必要な圃場整備等の事業連携

ウ 各種会議、地域座談会への職員派遣や広報活動などを実施し、事業の周知及び推進に努めてきた。

ア 連携体制強化

- ・県、農業委員会ネットワーク機構及び機構の三者で重点地区のある 12 市町村の課長及び農業委員会会长と面談を行い、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携強化及び積極的な事業周知方針を確認した。
- ・法人協会団体、女性農業委員組織及び認定農業者団体並びに土地改良連合会と連携協定を締結し、事業推進に向けた情報共有及び協力体制の強化が図られている。
- ・29 年度末で貸借実績のない市町村は 8 市町村であったが、30 年度に 7 市町村で新たに実績があがっている。

イ 圃場整備等事業連携

- ・農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めず、また従前よりも小規模な面積で圃場整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）の地元協議等に参画するなどの連携活動を実施し、特に北川村北川地区では事業対象農地の借入が早期にでき、事業着手が図られるなど具体的な取り組みが進んでいる。
- ・重点地区に指定した地域における基盤整備地区での担い手への集積や、次世代施設園芸団地の整備に係る地元協議等に参画し、機構が貸借した農地で新たな法人の次世代ハウスが整備されるなどの実績もでている。

ウ 各種会議派遣、広報活動

- ・人・農地プランなどに係る地区座談会に参加し、農地集積に関する情報収集や助言を行うことで、本事業の地区への認識度が徐々にではあるが上がってきている。
- ・農地の受け手と出し手の相談を個別に受け付ける相談会を毎年市町村、JA と連携し開催しており、この相談から農地貸借まで進んだ案件も見られる。
- ・果樹農業好循環形成総合対策に係る産地協議会に参加し、地域農産物の振興や新規就農者の農地確保など、地域の課題に応じた取り組みに寄与している。

（3）評価

事業開始から 5 年が経過し、平場の農地集積がほぼ一巡した中、中山間地域における狭小な農地などへのきめ細かな対応を実施してきた結果、機構転貸面積は前年度とほぼ同量であるが、中山間地域も含めた機構の事業推進活動による事業効果は、評価できる。

3 意 見

- (1) 引き続き、県内の農地の担い手への集積率を、10年間で2割から6割に上げるという目標の達成のために、機構には一層の工夫と努力を期待する。
- (2) 令和元年度は、これまでの実績や課題に加え、推進体制の強化とともに、機構関連事業の拡大に向けた取組みや、その他重点地区の市町村での基盤整備及び次世代施設園芸団地の整備の取組みと連携し、担い手への農地集積を更に進めていただきたい。

また、それ以外の地域や中山間地域においても、市町村や農業委員会ネットワーク機構、JA、土地改良連合会等の関係機関との連携強化とともに市町村農業委員会に配置された農地利用最適化推進委員と協力して、出し手の掘り起しと担い手への集積及び集約を図る必要がある。

さらに、農地中間管理事業の5年後見直しについては、地区の話し合いによる人・農地プラン実質化への参画が機構にも求められていることから、地域の話し合いを通じて出し手農地の掘り起し、受け手のニーズに合った対応を行い、農地集積・集約を進める必要がある。

これらの取組みや、さまざまな手法を組み合わせることにより、農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農地利用の最適化を推進するよう、担い手への集積及び集約に成果を上げていただきたい。